

施行規則別表第五号の四（記載要領）

- (注1) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注2) 記載の事業年度に係る法第9条第5項第2号括弧書又は法第17条第2項第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、免許規則別表第二号第1の注31に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注3) 記載の事業年度に係る外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、免許規則別表第二号第1の注31に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注4) 過去5年以内に法第75条第2項の規定により免許を取り消さないこととされた基幹放送局に限る。
- (注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。